

すると同時に該原稿は謄寫版で印刷し神戸から送附して来たものである旨回答ありたり。
續いて同一記事が京濱民友新聞に現はれ其記事を供給せるものは、横濱内外通信社の大道寺公氏(大道寺謙吉氏忠)であつて記事材料は神戸に於ける最も信すべき有力なる人より入手せる旨明白した。之を前後して一方本部に於ける常務部員大道寺謙吉氏は各船に到り前記事實無根の中傷記事を殊更に事實の如く宣傳し、又個人的調査なりと稱して中傷的資料の蒐収に全力を注ぎ乍ら組合の信用を傷ぐる事大なる中傷記事の出所に就いては全然無關心なるのみならず、組合幹部に多大の迷惑を及ぼしたる前記公氏の行動については一言遺憾の意を表したる事なく、殊に春洋丸火夫長の許に到り日活側と交渉の術に當れる海員團體幹部は全品を以て買収されたる旨明言し、以て事件の真相を知らざる組合員を煽動し組合の動搖擾亂を企てたる事實明白となりたり。

又海員刷新幹部田中松次郎、西本一次、渡邊利八、細木祐三の四氏は平素公開の席上又は水夫新聞乃至はパンフレット等により本組合の主義方針を悉くさまに攻撃し、組合の信用を傷び、組合員を誘惑し來れるが、前記中傷記事の小樽新聞紙上に現はるや組合幹部の特別の注意ありたるに對し、田中氏は其記事が中傷譏諷なる事を認め決して水夫新聞等に轉載せざる旨約束し乍ら、即つてパンフレットにその記事全部を轉載し各船に配布し、組合員を迷はし組合の動搖分裂を畫策したる事實明白となりたり。

仍つて七月十三及十四兩日に再び開催されたる第二回評議員會に於て、組合規約第七條規定の紀律に違反せる前記五名のものに對し、満場一致を以て組合規約第十二條後半の規定を適用し断然除名する事を決議した。

然るに右記被除名者は自己の非を蔽ひ此合理的及合法的の處分を不當なりとし、兩來數次に再びパンフレット等にて悪宣傳を爲し、或るときは組合幹部に對し立會演説を迫り、又或時は組合員間に組合費不納同盟を勧誘する等の狂奔の運動を試みたるも邪惡は遂に正義に敵する能はず、その必死的の反對擾亂運動も組合員間に大なる反響を喚起せずして消滅した。

因みに組合幹部より名譽毀損罪にて告訴され居りし田中松次郎氏は十二月十六日神戸區裁判所にて罰金參拾圓に處する旨判決があつた。

(一) 評議員會に於ける評議員の委任事項

右は大正十四年六月十五日開催の第一回評議員會に於て、評議員會に出席せざる評議員は出席評議員に限り其權限を委任する事を得と決議された。

(二) 評議員會に出席する船内幹事の發言權

右に就ては十二月十七日開催の第四回評議員會に於て満場異議なく其發言權を認むる旨決議した。

(三) 函籍及小樽に於ける海員家族慰安會

本組合出張所及日本海員救濟會出張所の共同主催の下に其地船主團體の後援を得て、函館は七月十九日函館市公會堂に於て小樽は九月二十七日小樽中央堂で夫々同地海員家族慰安會を開催し、何れも非常なる盛會で海員家族に充分の満足を與へ成功裡に散會した。

(四) 日本郵船東洋汽船合併問題交渉

昨年來海運界の問題となつた東洋汽船及日本郵船兩會社合併は大正十五年に入り急に具體化し、急轉直下的に實現される状態となつた。合併成立の曉に第一に問題となるのは東洋汽船乗組員に對する同社支給の退社手当額の多少と合併後に於ける